

10月から悪臭防止法に基づく規制方式が変わります

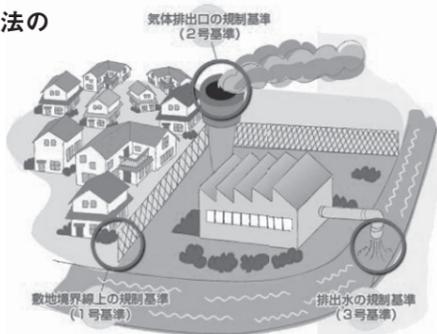


～工場や事業場からの臭気が対象～

市では、本年10月1日から、悪臭防止法に基づく臭気規制の規制地域、方式等を変更します。規制地域は、市内全域とし、規制方式は人間の嗅覚を用いての程度を評価する「臭気指数(※)規制」とします。この規制方法は、これまで市内一部地域で行っていたアンモニアなど特定悪臭物質(22物質)ごとの濃度による規制では対応できない複合臭や規制の対象となっていない物質によるにおいにも対応できます。良好な生活環境を実現するため、皆様のご協力をお願いします。

☎環境課環境保全担当 (TEL 82-3131 (代) FAX 82-6622)

●悪臭防止法の規制基準



1号規制基準(敷地境界線)

特定の煙突・排気口がなく、事業場の建屋・敷地全体から排出される場合

2号規制基準(気体排出口)

煙突などの気体排出口がある場合

3号規制基準(排水)

事業場から排出される排水中に含まれた悪臭物質が気化・蒸散する場合

●規制基準および規制地域の区分(市内の土地利用区域に合わせ規制数値を定めます)

規制場所の区分	規制地域の区分(市内全域)		
	第1地域 住居系	第2地域 商業系・その他区域	第3地域 工業系
敷地境界線(1号基準)	臭気指数 12	臭気指数 15	臭気指数 18
規制場所の範囲 安曇野市条例に定める基本区域	●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域	●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ※工業地域および工業専用区域のうち、第1地域に接する場合には、その境界線から水平距離が50mまでの区域	●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・第2地域に掲げる以外の工業地域及び工業専用地域
	●田園環境区域	●田園環境区域 ●山麓保養区域 ●森林環境区域	
気体排出口(2号基準)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、算出した臭気指数または臭気排出濃度(気体排出口の高さなどを考慮して算出されます。)		
排水(3号基準)	臭気指数 28	臭気指数 31	臭気指数 34

※全地域の規制区域図面は、市ホームページに掲載しています。

●工場および事業場の皆さんへお願い

規制方法の変更に伴い、工場・事業場からの悪臭発生状況を再度点検し、適切な悪臭防止策を行うようお願いします。

●改善勧告・改善命令について

市長は、住民の生活環境が損なわれ、規制基準に適合していないと判断した場合、改善勧告、改善命令を行うことができます。改善命令に違反した者には罰則が科せられます。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

※臭気指数

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの。事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で希釈して、国家試験に合格した臭気判定士のもと臭気試験に合格した6人以上がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍数(臭気濃度)から算出します。



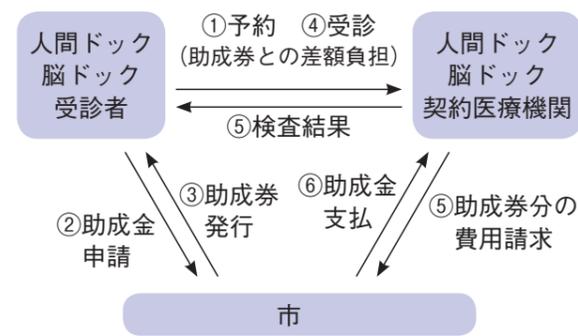
後期高齢者医療被保険者 対象人間ドック・脳ドック 受診費用助成

●助成対象者 次を要する全てを満たす人
▽市内在住の県後期高齢者医療被保険者
▽市後期高齢者医療被保険者
▽市後期高齢者健康診査受診または受診予定がない人
▽後期高齢者医療保険料を滞納していない人

市では本年度から後期高齢者医療に加入している皆さんを対象に、人間ドックまたは脳ドックを受診する場合の検査費用を助成します。定期的な受診で、病気の早期発見を心掛けましょう。

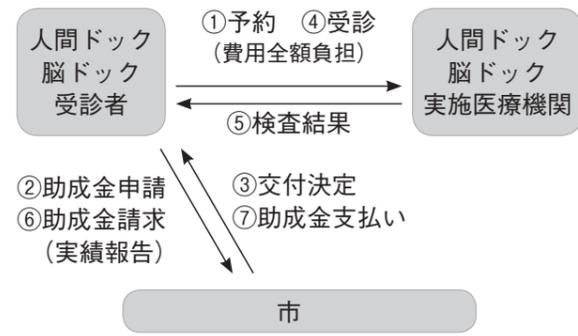
●申請方法 人間ドックまたは脳ドックを医療機関へ予約後、受診日のおおむね1カ月前から前日までに、国保年金課・各支所地域課へ申請してください。
●持ち物 △受診医療機関発行の案内通知・後期高齢者医療被保険者証・印鑑
●助成方法 市と医療機関との契約の有無により異なります。

契約医療機関で受診する場合(図1)



①契約医療機関で受診する場合(助成券方式・図1)
助成申請時に交付を受けた「助成券」を受診時に提出し、検査費用と助成金額との差額を医療機関窓口で支払います。(契約医療機関名一覧参照)
②契約医療機関以外で受診する場合(償還払い方式・図2)
助成申請後、検査費用を医療機関窓口で全額支払います。市へ実績報告と助成金請求をします。(持ち物 医療機関発行の領収書、印鑑、振り込みを希望する口座の預金通帳)

契約医療機関以外で受診する場合(図2)



●助成金額(表1)

区分	内容	助成金額
人間ドック	①日帰り	2万5,000円
	②1泊2日	3万円
脳ドック	③人間ドックと同じ年度に受診する場合	1万円
	④上記以外の場合	1万5,000円

※助成は年度内に1回です。①と③または②と③を受診した場合は両方が助成対象になります。

●助成金額
請求後、おおむね2カ月以内に助成金を指定口座に振り込みます。(表1)

●契約医療機関名一覧

医療機関名	受診区分			医療機関名	受診区分		
	人間ドック 日帰り	人間ドック 1泊	脳ドック		人間ドック 日帰り	人間ドック 1泊	脳ドック
安曇野赤十字病院 (TEL 72-3170)	○	—	○	藤森病院 (TEL 33-3672)	○	○	—
穂高病院 (TEL 81-1011)	○	○	○	一之瀬脳神経外科病院 (TEL 48-6600)	—	—	○
高橋医院 (TEL 82-2561)	○	○	—	城西病院 (TEL 33-6400)	○	○	—
須澤クリニック (TEL 82-2993)	○	—	—	松本協立病院 (TEL 35-0479)	○	○	○
おひさまクリニック (TEL 88-7692)	○	—	—	丸の内病院 (TEL 28-0055)	○	○	○
北アルプス医療センターあづみ病院 (旧:安曇総合病院) (TEL 0261-61-1181)	○	○	○	松本市医師会医療センター (TEL 35-4997)	○	—	—
相澤健康センター(相澤病院) (TEL 34-6360)	○	○	○	長野県健康づくり事業団 長野健康センター (026-286-6409)	○	—	—
松本市立病院 (TEL 92-7106)	○	○	○				